

25 低所得者福祉、人権

現状

（低所得者福祉）

- 死別や離婚などにより、児童を抱えた母子・父子世帯が増加し、その年齢も若年化の傾向にあります。
- 生活保護世帯については、社会経済情勢の低迷もあり、増加の傾向にあります。

（人権）

- 当町では人権擁護委員法に基づき、4名の人権擁護委員が法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護に係る職務を行っています。
- 児童への虐待やネグレクトなどのケースについては、平成21年3月に「要保護児童対策地域協議会」が設置されており、関係機関との連携のもとに個別ケースへの対応が図られています。
- 認知症や知的・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々の保護、支援のための成年後見制度の利用にあたっては、親族がいない方に代わって町長が成年後見等開始審判の申立てを行うための「江差町成年後見制度における町長申立に係る要綱」、成年後見制度を利用するにあたって必要となる費用を負担することが困難である者に対し、当町が行う支援及び助成について定める「江差町成年後見制度利用支援事業実施要綱」をそれぞれ定め、支援を行うための制度がつくられています。現在まで、制度を利用する人はいません。

課題

（低所得者福祉）

- 生活保護率を比較すると、北海道や檜山振興局の平均よりも高く、管内で最も高い状況です（平成20年度現在）。
- 児童を抱えた母子・父子世帯では経済的、社会的、さらには精神的にも不安定な状況にあることが多く、保健、福祉、教育など総合的な支援が求められています。
- 長引く景気の低迷や地域経済の落ち込みによる雇用環境の悪化、児童を抱えた離婚による母子家庭や高齢者世帯の増加など、経済的な不安を抱える低所得者層に対しても、総合的な支援が求められています。

[表25] 生活保護状況（平成20年度／月平均）

地 域	住民基本台帳 人口(人) 平成20年9月末	被保護 世帯数	被保護 人員 (人)	世 帯 類 型(世帯数)				保護率 (%)
				高齢世帯	母子世帯	傷病・ 障害世帯	その他の 世帯	
北海道	5,569,253	96,931	141,273	40,807	11,912	33,562	10,528	25.4
檜山振興局	45,070	895	1,341	462	80	296	53	29.8
江差町	9,526	258	411	110	40	90	18	43.1
上ノ国町	6,265	157	244	79	16	55	7	38.9
厚沢部町	4,709	77	111	46	6	22	2	23.6
乙部町	4,625	69	100	33	6	26	5	21.6
奥尻町	3,427	49	69	31	1	14	2	20.1
今金町	6,268	89	128	48	3	30	8	20.4
せたな町	10,250	197	278	117	8	59	12	27.1

（人権）

- 児童への虐待やネグレクトなどのケースについて、保健担当や児童相談所などの関係機関などとも連携し、虐待が疑われるケースの早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- 成年後見制度の周知に努め、支援を必要としている人がこの制度を利用することができるよう努めていく必要があります。

課題解決に向けた基本方針

- ・ 増加する生活保護世帯への対応など低所得者の生活支援と自立を促進します。
- ・ 児童や高齢者、障がい者等の人権を守る取り組みを進めます。

具体的な施策

低所得者の自立 促進	・ 民生委員や町内会、関係機関等との連携による、援護を必要とする世帯の把握 ・ 低所得者の生活の安定と向上を図る、各種貸付制度の有効活用
人権擁護の推進	・ 要保護児童対策地域協議会の運営（保健担当、児童相談所、学校等などとの連携、ケースの早期発見、早期対応） ・ 成年後見制度の利用促進（町要綱の制度周知） ・ 法務局、人権擁護委員との連携による啓発活動の推進 ・ お互いの人権を尊重する意識づくり、子どもへの教育 ・ 地域人権啓発活動活性化事業の実施（人権啓発物品の配布、小中学生への啓発物品配布など）